



社会保険労務士法人つむぎ

つむぎだより No.69

= 今年の目標 =

新しい年の幕開けです。皆様は今年の目標などを立てておられますか？当法人では、毎年、年始の朝礼で、スタッフ全員が今年の個人目標を発表しています。資格試験へのチャレンジなど仕事に関する事もあれば、プライベートな目標もあり、みんな様々です。

私の個人的な今年の目標は、1年間健康に過ごすこと。しっかり働き、楽しみ、美味しいものを食べるメリハリのある日々を過ごしたいです。

ちなみに、昨年末の忘年会は「しゃぶしゃぶ」でした。お肉ですが少しヘルシー。お腹も心も温まり、みんなで楽しいひと時を過ごすことができました。

1年後の年末も、みんなで元気に忘年会ができるようにしたいと思います。

(川東)



★2026年1月号

1. 新年ご挨拶

新年あけましておめでとうございます。今年も無事に新しい年を迎えることができました。皆様に感謝申し上げます。今年は例年より年末年始の休みを長くいただきました。スタッフ一同、新たな気持ちで、気を引き締めて仕事に取り組んでいきます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

さて、令和8年今年の干支はご存知の「丙午(ひのえうま)」です。「丙」は十干(じっかん)の3番目で「大地から芽が出て葉が広がった状態」という意味です。陰陽五行説では火性の陽にあたり、太陽や火の強いエネルギーを表すのだそうです。

「午」は十二支の7番目「馬」を表します。「スピード」「行動力」「勢いや力強さ」に加

え、「正午」は太陽が一番高く上る時間であることから、「勢いや運気が最高潮に達している状態」を指すそうです。

つまり、今年は、エネルギーで運の強い年であるといえますね。新しい一年が、皆様にとっても大きく成長・発展する年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。



2. 「あるのに機能していない」？ハラスメント相談窓口

厚生労働省の実態調査によれば、パワーハラ相談窓口を「設置している」企業が全体の7割以上だそうです。しかし、その一方で、実際にパワーハラを経験した労働者の35%以上が「相談窓口に相談していない」。さらに驚くべきことに、相談や報告を受けた勤務先が「何もしなかった」と判断されるケースがパワーハラで53.2%、セクハラで42.5%もあることが明らかになりました。

相談窓口の設置は、法律上のコンプライアンス要件を満たします。しかし、「使われていない」または「使っても実効性がないと判断される」窓口に意味はあるでしょうか。

重要なのは、「相談した後に本当に解決するのか」「訴えが真摯に受け止められるのか」という窓口への信頼です。窓口へ相談後のプロセスが不透明だと、被害者は利用を躊躇します。結果として問題は潜在化、職場環境は悪化し、やがて労働紛争や訴訟へと発展するリスクが高まります。

相談窓口は、形式的なものではなく、職場を改善するための実質的なツールとして機能させたいものですね。

【厚生労働省「職場のハラスメントに関する実態調査結果概要】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001259093.pdf>

=季節のコラム=

2026年は午年。去年は『馬車馬のように働く』が注目されましたが、今年はどうでしょう。

人類が旧石器時代からウマを捕食し、毛皮を利用していたことは、よく知られていますが、日本へは4世紀頃から朝鮮半島を経て、馬の輸入が始まったようです。奈良県には『生駒山』という山がありますが、その名前の由来の一つは、船旅で弱った馬を河内の山に放してみたところ、「勇み気負つて、病気だった駒も生き返った」という伝説からそうです。

『馬車馬のよう』という形容は、もともと神経質な馬に「プリンガー(目覆い)」を付けることで、前だけを見て進む様子のこと。そのように“周囲に惑わされずに目の前に集中する”年にしたいものですね。(鹿島)



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00~18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

3. 道路交通法の改正により自転車にも青切符

◆4月から自転車にも「青切符」制度導入
道路交通法の改正により、2026年4月から自転車の交通違反に「交通反則制度」(いわゆる「青切符」制度)が導入されます。青切符は自動車の交通違反の際に広く行われている違反処理の方法で、今まででは自転車には導入されていませんでした。

これまで自転車の交通違反が検挙されると、いわゆる「赤切符」(飲酒運転など特に悪質性・危険性が高いものに適用)等を用いた刑事手続による処理が行われていましたが、青切符の導入により手続的な負担を軽減するとともに、違反者に前科がつくことなくしつつ、実効性のある責任追及が可能となるものとされています。

◆青切符により検挙される違反例

青切符により検挙される違反の一例として、信号無視(反則金6,000円)、一時不停止(同5,000円)、携帯電話使用(同12,000円)、制動装置(ブレーキ)不良(同5,000円)等が挙げられます。

青切符導入後も、自転車の交通違反に対する基本的な「指導警告」を実施し、交

通事故の原因となるような、「悪質・危険な違反」は検挙の対象とされますが、検挙の対象が広がったことで、自転車の交通違反については取締りが強化されることになります。

◆従業員への周知を

自転車を利用している方は、個人として今回の改正内容について知っておくべきですが、万が一、業務上で自転車を利用して重大事故が起った場合など、企業に使用者責任が問われるケースも想定されます。自転車の交通違反への取締り強化が進んでいますので、ぜひ今回の改正を機に従業員にご周知ください。

【警視庁「道路交通法の改正について】

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/cycle_kaisei.html



4. 今月のおすすめ本

新年を迎え、今年の1冊目としてご紹介する本は「それでも陽はまた昇る」(著者:伊藤 祐靖 出版:ハルキ文庫)です。こちらは小説ではなく、実際にあった話を息子である著者が書かれたものです。

過酷な現実に打ちのめされながらも、再び歩み出す力を静かに問いかける一冊です。戦前から戦後にかけて時代に翻弄されながらも、主人公の均(著者の父親)は強い意志を持ち、また、とてもない発想で生き抜いていきます。今では考えられないような時代です。特に戦後は、生きることが大変だったのですね。

「信念をもって生きること」はとても素晴らしい、強く憧れます。いつの時代でも、揺るがない信念を持ってみたいですね。

時代は違うものの、とても勉強になる一冊です。(川東)

